



『だったらいいな』を叶える いけだをキャッチフレーズとして5年度からスタートした「第7次池田市総合計画」では計16の施策を推進しています。その施策の中から毎号1つ取り上げ紹介します。

総合計画をもっと知って、あなたも一緒にまちづくりに参加しませんか？

今月紹介する施策は…

障がい福祉の充実

9年度までに
めざす姿

障がいに伴う介助や介護などの必要に応じてサービスを利用し、差別やバリアのない住み慣れた地域で、自分らしく生活・社会参画ができる。



福祉部 障がい福祉課
庄林主事が紹介します



当課では、障がいのある方が日常生活を送る上で必要となる支援や手当、助成金といった各種制度の手続きを担当しています。支援制度は障がい者手帳の交付や手当の支給、ヘルパーの利用など多岐にわたりますが、その中でも私は「障がい福祉サービス」を担当しています。

◎ 必要なサービスを必要の方へ

「障がい福祉サービス」とは、障がいのある方の家事の手助けや就労支援、住居の確保などに関するサービスです。例えば、障がいのために家事ができない場合にはホームヘルパーを利用できたり、地域で安心して暮らすためにグループホームなどの住居を利用で

きたりします。

サービスを利用する方にはさまざまな事情を抱えている方もいますので、必要なサービスは何かを常に考えながら、支援につなげています。

◎ 美術を通じた共生社会

毎年12月には障がい福祉の意識啓発を行う「障がい者週間」があり、本市においても障がい者の社会参加促進の一環として「障がい者美術作品展」を開催しています。障がいのある方が手掛けた絵画や陶芸などが数多く出展され、参加者に大変喜ばれている行事の1つです。

◎ 全ての人に社会参加を

どのような障がいのある方でも社会参加の機会が保障されることが重要です。例えば、一人で外出することが難しい方には、ガイドヘルパーによる外出支援がありますし、一般就労が困難な状況にある方は、就労支援制度を活用し、就職に向けた訓練や支援を受けることができます。支援を必要とする方々に、サービスを利用していただくために、保健所やハローワークなどの関係機関と連携し、1人でも多くの方に制度の存在を知っ

てもらえるよう努めています。

◎ 市民の皆さんへ

ヘルプマークをご存じでしょうか。障がいのある方が、外見では分からなくても、援助や配慮が必要であると知らせることで、援助を受けやすくなるよう作成したマークです。

ヘルプマークを活用する場面はさまざまです。その場に合った手助けは障がいのある方の安心につながります。

障がいのある人もない人もお互いを尊重する社会の実現をめざして、多様な障がいについて理解を深めましょう。



▲ ヘルプマーク

総合計画の全体版は市ホームページでご覧いただけます。

池田市 総合計画

